

全宅住宅ローン株式会社 代理店 四国住宅ローン株式会社

全宅住宅ローン【フラット35】は、住宅金融支援機構と提携して実現した長期固定金利ローンです。最高 8,000 万円まで融資が可能で、保証料・繰上返済料不要、住宅の質も安心など、メリットもたくさん。さらに全宅住宅ローン株式会社の提供する【フラット35】は業界でも最低水準の金利を設定しています。



平成30年9月の実行金利

借入期間	融資率	Aタイプ [融資手数料] 融資額の 2.00% (消費税別) (毎月の返済額を抑えたい方向け)	Bタイプ [融資手数料] 一律 100,000 円 (消費税別) (初期費用を抑えたい方向け)
		20年以下	9割以内
	10割以内	1.750%	1.950%
21年以上	9割以内	1.390%	1.590%
35年以下	10割以内	1.830%	2.030%

【フラット35】S(金利Aプラン) 適用の場合、上記金利より当初10年間 0.25%引き下げ

【フラット35】S(金利Bプラン) 適用の場合、上記金利より当初5年間 0.25%引き下げ 致します。

※【フラット35】S とは、省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得される場合に、【フラット35】のお借入金利を一定期間引き下げる制度です。平成30年4月1日から平成31年3月31日までのお申込受付分に適用されます。

平成30年9月実質年率 2.045%

[融資金額 8,000 万円、返済期間 35 年、金利 2.030%、融資手数料 100,000 円(消費税別)、元利均等返済の場合]

融資期間 15 年以上 35 年以内(申込人が 60 歳以上の場合は 10 年以上)

返済回数 120 回から 420 回

返済方法:次のいずれかを選択①毎月元利均等返済②毎月元金均等返済

担保:融資対象となる住宅及びその敷地に住宅金融支援機構を抵当権者とする第 1 順位の抵当権を設定させていただきます。

遅延損害金:14.500%

【フラット35】は団信付きの住宅ローンです。

(注)上表の金利は新団信(一般)に係る金利です。新団信(一般)以外の金利については上表の金利に以下の金利を加算又は減算いたします。健康上の理由等で団信に加入されない場合もご利用できます。

- ①新団信(夫婦連生) +0.18%
- ②新団信(3大疾病) +0.24%
- ③新団信(不加入) ▲0.20%
- ④旧団信 ▲0.28%

関東財務局長(4)第 01431 号、日本貸金業協会会員第 003606 号



人と住まいをつなぎます。

全宅住宅ローン株式会社代理店
四国住宅ローン株式会社

〒790-0866

愛媛県松山市永木町 2-2-10 ユーカリビル 2F

TEL : 089-998-7020 FAX : 089-998-7021

営業時間 [月~金] 午前 9 時~午後 5 時まで